

農林作物被害防止への支援

市は、農林作物をイノシシ等の有害鳥獣の被害から守るための防護柵や捕獲柵の設置に対して補助金を交付します。

■問い合わせ・申請先 農林課農政係 (TEL)0223)・林政係 (TEL)0225) または各地域局産業建設課

イノシシ等防護柵設置事業

表① イノシシ等防護柵 (1戸当たり)

| | 個人設置 | 共同設置 | 備考 |
|---------|------|------|---------------|
| トタン | 200円 | 250円 | 新規購入資材費の1/2以内 |
| 電気柵 | 130円 | 160円 | |
| 網 | 80円 | 100円 | |
| 野猿侵入防止柵 | 350円 | 450円 | |

新しい材料を使用して、個人設置で100戸以上、共同設置(2戸以上)で200戸以上のイノシシ等の防護柵を設置する場合は対象です。

また、今年度から、サル等の侵入防止柵についても補助対象とし、個人設置で30戸以上、共同設置(2戸以上)で60戸以上の設置が対象となります。

材料ごとの補助額(1戸当たり)は表①のとおりです。

イノシシ等捕獲柵設置事業

表② イノシシ等捕獲柵

| 種類 | 補助率等 | 備考 |
|-----|--------------|---------------|
| 固定柵 | 購入、設置費の1/2以内 | 事業費限度額 30万円/基 |
| 移動柵 | 購入費の1/2以内 | 事業費限度額 20万円/基 |

集落や猟友会がイノシシ等の捕獲柵(1基当たり5万円以上もの)を購入または設置する場合は対象です。

ただし、捕獲柵の管理者が、網・わな狩猟免許を取得していることが必要です。

補助率等は表②のとおりです。

9月10日は下水道の日です

施設見学会を開催

下水道の日に合わせ、浄化センターの施設見学会を行います。見学を希望する人は、事前にご連絡ください。

▽日時：9月10日(月)・11日(火)

※両日とも午前9時～午後4時

▽場所：高梁浄化センター

(原田南町)

下水道の使用は正しく

下水道には何でも流していいわけではありません。正しく使用しないと、下水道処理施設の故障の原因となります。

特に、野菜くずや残飯、使用済み食用油などは、配水管を詰まらせたり、汚水まますに沈殿して悪臭発生の原因にもなります。生ごみはクリーンネットなどで集め、食用油は新聞紙などに染み込ませるか、凝固剤で固めて燃やせるゴミとして出しましょう。

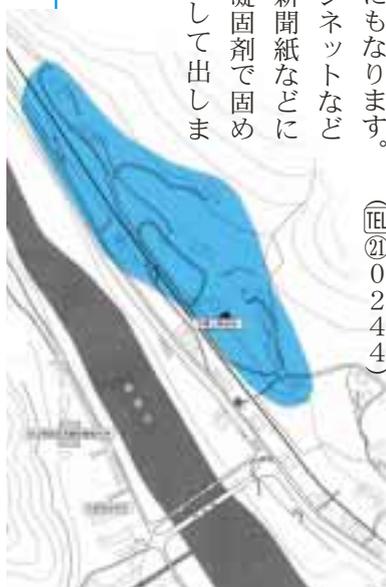
新しい下水道の使用区域

9月20日から、津川町今津地区の一部(今津上)で、下水道が使用できるようになります。

供用開始から3年以内に水洗便所への改造が義務付けられていますので、この地区の皆さんは早期にトイレ等の水洗工事をお願いします。

また、すでに下水道が使用できる区域で未接続の人は早急に下水道への接続をお願いします。市では排水設備等の改造工事費用について、融資をあっせんしていますのでご利用ください。(詳しくは7月号8ページ)

■問い合わせ 下水道課管理係 (TEL)02244



■下水道使用可能区域

各種手当等の申請をお忘れなく!

市は、次に該当する人に対して、手当等を支給しています。
受給には申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。



■問い合わせ・申請先

社会福祉課児童福祉係 (TEL)210264)

または各地域局住民福祉課 (有漢TEL)573212、成羽TEL)423213、川上TEL)482200、備中TEL)454512)

☆ 手当について

| 手 当 名 | 対 象 | 現在受給中の人 |
|---|---|---|
| ① 児童手当 | (注) 小学校修了前の児童を監護している人 | 「現況届」を未提出の人は、早急に提出してください。提出されない場合は手当が支給されないことがありますので、ご注意ください。 |
| ② 児童扶養手当 | 母子家庭(父・母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した等の状態にある児童を養育している家庭)であり、18歳未満の児童を監護している人 | 8月31日(金)までに、「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。 |
| ③ 特別児童扶養手当 | 20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している人 | 9月10日(月)までに、「所得状況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。 |
| ④ 障害児福祉手当 | 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童 | 8月31日(金)までに、「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。 |
| ⑤ 特別障害者手当 | 20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人 | |
| (注)監護 … 児童の生活の面倒を見ていること。 | | |
| <p>※ ただし、次の場合は手当を受けられません。</p> <p>① …… 受給される人の所得が一定額を超える場合</p> <p>②～⑤ … 受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合</p> <p>②～⑤ … 対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など</p> | | |

☆ 年金・激励金について

| 年金(激励金)名 | 対 象 | 給 付 額 |
|------------|---|---|
| ① 心身障害児年年金 | 身体に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当する児童。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象となりません。 (1)身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 (2)身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合 | ※ 年額 (1)の場合 …… 73,500円 (2)の場合 …… 36,800円 |
| ② 遺児年金 | 両親またはその一方を亡くした児童で、15歳に達した年度末までの児童、およびその後引き続き中学校に在学する児童。 | ※ 児童1人につき年額 ■ 両親を亡くした児童 …… 36,800円 ■ 両親の一方を亡くした児童 …… 24,300円 |
| ③ 遺児激励金 | 保護者と死別した義務教育修了前の児童で、保護世帯または保護世帯に準ずる世帯に属している児童。 | ■ 小学校・中学校入学時 …… 10,000円 ■ 中学校(中学部)卒業時 …… 10,000円 ■ 在学中遺児となったとき …… 10,000円 |